

# 滋賀県立美術館「SMoA やわらか大計画」に係る記録・発信等業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

### (1) 業務の趣旨

本件業務は、令和7(2025)年4月に立ち上げた「SMoA やわらか大計画」について、令和8(2026)年度において必要となる記録の実施および発信の試行的取組を行うとともに、将来的なアーカイブ化を見据えた記録および発信の基盤を構築することを目的とする。「SMoA やわらか大計画」とは、滋賀県立美術館が「ふにゃっとやわらかく」なって、誰にとっても利用しやすく居心地の良い開かれた美術館になるための包括的プロジェクトである。これまで積み上げてきたアクセシビリティや社会的処方に関わる実績を土台とし、様々な心と身体で生きる人々のウェルビーイングに資する美術館になることを目指す。なお、SMoA は「エスモア」と読み、滋賀県立美術館の英語名称「Shiga Museum of Art」の頭文字をつなげたものである。

令和8(2026)年度においては、令和7(2025)年度から引き続き試行などの取り組みや、これらの取り組みの評価設計について考える予定である。この過程を記録し、成果の可視化に努め、ウェブサイト、SNS、紙媒体等による発信を想定している。なお、本件業務は単なる記録にとどまらず、記録の価値を高めるための編集および発信のあり方を検討するものであり、将来的なアーカイブの構築に資することを目的とする。

当該業務の遂行にあっては、編集に関する専門的知見を基盤とし、アーカイブズ、美術館、アクセシビリティ、社会的処方等の異なる分野の横断的な理解を踏まえた高度かつ複合的な能力を要する業務である。特に記録の選別、構成およびストーリー化にあたっては編集的視点に基づく判断が不可欠である。さらに、評価設計において専門家の選考についてのアドバイスや相談の場の設定、専門家へのインタビューで意見を適切に引き出すための能力が求められる。

また、記録および発信にあたっては、客観的かつ専門的な視点に基づく編集判断が必要であることから、業務を委託することとし、プロポーザル実施要領に基づき、契約予定者を選定しようとするものである。

### (2) 業務の名称

滋賀県立美術館「SMoA やわらか大計画」に係る記録・発信等業務

### (3) 業務の内容

「滋賀県立美術館「SMoA やわらか大計画」に係る記録・発信等業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

### (4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水曜日)までとする。

## 2 予定価格

3,399,000円(消費税および地方消費税含む。)

## 3 参加資格

この公募型プロポーザルに参加する者は、次に掲げる(1)から(4)までの資格要件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀

県告示第 142 号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

- ・大分類：「役務」
- ・中分類：「イベント」または「デザイン」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかるプロポーザル入札の手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システム

滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314

4 プロポーザル説明会について

本件においては、説明会を開催しない。

5 質問および回答の方法等

(1) 質問受付期限

令和8年7月13日(月曜日)17時まで

(2) 質問方法

質問書(様式1)を電子メールまたはFAXで提出

※電子メールのタイトルは「滋賀県立美術館「SMoA やわらか大計画」に係る記録・発信等業務  
質問：事業者名〇〇」とし、電子メールまたはFAX送信後、受信確認のために必ず電話にて確認すること。

(3) 提出先

滋賀県立美術館 総務課

担当 外村

E-Mail [museum@pref.shiga.lg.jp](mailto:museum@pref.shiga.lg.jp)

TEL 077-543-2111、FAX 077-543-2170

(4) 回答方法

質問期限までに提出された質問を全てまとめ、滋賀県ホームページの下記の場所(文化・芸術)に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkageizyutsu/>

(5) 回答期日

令和8年7月15日(水曜日)正午を目途に回答する。

6 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の(1)に示す提出書類を作成し、持参または郵送により提出すること。なお、提案は1者につき1案とし、提出部数は6部(正本1部、副本5部)とする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙(様式2)

正本については提案者名を記載し、押印すること。副本については審査の公正を期すため、提案者の名称、ロゴ等を使用しないこと。

イ 企画提案書別紙(任意様式)

(ア) 用紙は原則としてA4判とし、必要に応じてA3判を使用する場合は、A4サイズに折り込むこと。

(イ) 枚数に制限は設けないが、原則としてカラー両面印刷、文字サイズ10.5ポイント以

上および長編綴じとすること。

(ウ) 副本については審査の公正を期すため、提案者の名称、ロゴ等を使用せず、企画提案書の記載内容から提案者が特定できないようにすること。

(エ) 企画提案として、次の項目について記載すること。

a 企業概要

企業の概要について記載すること。

b 業務の基本的な考え方および実施方針

本件業務の目的および趣旨を踏まえ、どのような考え方にに基づき業務を実施するかについて記載すること。

c 発信計画 (Web、紙媒体)

記録内容を県民にわかりやすく伝えるための発信方法について、Web、SNS および紙媒体 (パンフレット等) を含めた具体的な企画および展開方法を記載すること。

d 業務実施体制およびスケジュール

本件業務を確実に遂行するための実施体制および年間スケジュールについて記載すること。

また、業務従事予定者の氏名、業務に関連した資格、担当業務実績等について記載すること。

e 業務実績

過去5年間における本件業務の類似事例について、3業務以内で記載すること。

(業務名、発注機関名、契約期間、契約金額 (税込)、業務内容等)

なお、官公庁との契約実績がある場合は、当該案件を優先し、規模の大きなものから順に記載すること。

ウ 経費見積書 (任意様式)

本件業務に要する経費について、仕様書に定める業務内容を踏まえ、記録、編集、発信等の業務区分ごとに整理し、経費の内訳が分かるように記載すること。

なお、各業務区分における主な作業内容が分かるように記載すること。

消費税および地方消費税を含むこと。(税額を明示すること。税率は10%とする。)

エ 社会政策面の取組みに関する証明資料

※該当する場合

(ア)「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証 (県発行) の写し

(イ) 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書 (労働局発行) の写し

(ウ) 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

(エ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

(オ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合には、その旨の申立書

(カ)「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知の写し

(キ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には同認定通知書の写し

(ク) 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの写し

・ ISO14001…審査登録機関 (公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB) 等) による証明書の写し

・ エコアクション21、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード、エコステージ…認証、登録証の写し

(2) 提出期限

令和8年7月21日(火曜日)17時必着  
提出期限に遅れた場合は、いかなる場合も無効とする。

(3) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く9時から17時までに提出があったものに限り受け付ける。

※郵送の場合は、簡易書留郵便により郵送するとともに、書類を郵送した旨を電話で連絡すること。提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

滋賀県立美術館 総務課  
〒520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町 1740-1

7 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

滋賀県立美術館が設置する審査会において、提出された企画提案書等について、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき審査のうえ、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。

ただし、総合点において満点(100点)の6割(60点)未満の場合は、契約予定者とししない。

(2) 審査会

当館および関係所属の職員による4名の委員をもって設置する。

(3) 評価項目および評価点

別紙「企画提案審査基準」のとおり

(4) 審査結果

審査結果は、企画提案書等の提出者全員に速やかに文書で通知する。

(5) 審査会で契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して5日以内に書面(任意の様式)により、滋賀県立美術館に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。美術館は書面を受け取った場合、説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

8 契約手続

(1) 審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。

(2) この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。

(3) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。

9 無効となる事項

次に掲げる事項に該当する場合は、無効とする。

(1) 本実施要領に示す企画提案書等の提出に関する条件に違反した場合

(2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

(3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

(4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

(5) 見積額が予定価格を超える場合

(6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 問い合わせ先

〒520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町 1740-1

滋賀県立美術館 総務課

担当 外村

TEL : 077-543-2111 FAX:077-543-2170

E-mail: [museum@pref.shiga.lg.jp](mailto:museum@pref.shiga.lg.jp)

11 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに関連して、美術館が参加者より提出を受けるすべての書類や資料の所有権は滋賀県にあるものとし、返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成に生じた経費および参加にかかる報酬は無く、参加に要する経費はすべて各参加者の負担となる。
- (3) 提出された書類を受理した後の加筆および修正、差し替え等は認められない。
- (4) 採用した場合でも、両者協議のうえ、その内容を変更することがある。
- (5) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (6) 提出された提案書の記載事項について、美術館が参加者に無断で他の目的に使用することはない。
- (7) 提案書作成時において入手した参加者独自の情報、個人情報とは適正に管理し、情報漏えいや不正使用を行わないよう留意すること。
- (8) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (9) プロポーザルに参加にかかる企画提案書を作成した同一のスタッフが業務終了まで主な担当者として業務を行うこと。
- (10) 美術館は、必要に応じて参加者から追加資料の提出を求めることができる。
- (11) 参加者から提出された企画提案書等は選考を行う作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (12) 企画提案書等の記載内容に含まれる著作権や特許権など日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものの使用に伴い生じる責任は参加者が負うものとする。
- (13) 企画提案書の作成にあたっては、添付の『滋賀県立美術館整備基本計画』を参考にすること。

## 企画提案審査基準

	評価項目		配点
1	的確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的や本案件の特性を十分に理解しているか</li> <li>・実施の手法等は具体的かつ現実的であるか</li> </ul>	10
2	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録内容の整理・構成の考え方が明確であるか</li> <li>・企画内容が具体的かつ効果的であるか</li> <li>・県民、地域主体の視点が企画段階から反映されているか</li> </ul>	20
3	編集力・発信力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受け手にとって理解しやすく、関心や共感を喚起する内容となっているか</li> <li>・ウェブ媒体、SNS、紙媒体等の各特性を踏まえた発信設計となっているか</li> <li>・紙媒体（パンフレット等）への展開を見据えた構成となっているか</li> </ul>	18
4	運営力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画内容が具体的で実現可能な内容か</li> <li>・実施体制および運営方法が適切であるか</li> <li>・実施結果を記録・発信につなげる設計となっているか</li> </ul>	10
5	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施体制は適切か</li> <li>・業務の大部分を第三者に委託していないか</li> <li>・業務の全体スケジュールは適切か</li> <li>・記録、発信が無理なく実施できる体制があるか</li> </ul>	10
6	専門性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務に関する実績があるか</li> <li>・記録、編集、発信に関する専門性を有しているか</li> <li>・アーカイブズ、美術館、アクセシビリティ、社会的処方等の異なる分野に対する知見を有しているか</li> <li>・業務の円滑な実施に必要なネットワークを有しているか</li> </ul>	15
7	経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。</li> <li>予定価格の80%未満…評価点の満点</li> <li>予定価格の80%以上85%未満…評価点の満点の80%の点</li> <li>予定価格の85%以上90%未満…評価点の満点の60%の点</li> <li>予定価格の90%以上95%未満…評価点の満点の40%の点</li> <li>予定価格の95%以上…評価点の満点の10%の点</li> </ul>	10
8	社会政策	・滋賀県内に本店または本社を置いているか。	1
9		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか	1
10		・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
11		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	1
12		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用に関し、次のいずれかに該当するか。</li> <li>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。</li> <li>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者で、障害者を雇用している。</li> <li>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。</li> <li>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。</li> </ul>	1

13		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、もしくは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</li> </ul>	1
14		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証</li> <li>② 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録</li> <li>③ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</li> <li>④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</li> </ul> </li> </ul>	1
合 計（満点）			100